

宮城県保険薬局における賃上げ・ 物価上昇支援事業費補助金

Q & A

令和8年3月25日追加・更新

（初稿：令和8年2月22日時点）

（第2稿：令和8年3月2日時点）

（第3稿：令和8年3月6日時点）

宮城県保健福祉部薬務課

目次

1. 補助金の交付対象について・・・・・・・・・・・・・・・・P.1～2

- Q.1 提出書類の1つとして、「厚生（支）局へ届出した令和7年4月30日時点の店舗数が確認できるもの」とありますが、それ以降に開設した施設は対象となるか。
- Q.2 申請時点で廃止あるいは休止の薬局は、対象となるのか。
- Q.3 申請時点で廃止あるいは休止している場合を対象外にしている理由は。
- Q.4 店舗は宮城県内にあるものの、本社が宮城県内でない場合、申請できるか。

[R8.3.2 更新](#)

2. 補助金の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・P.2～4

- Q.5 申請方法や必要な書類について教えて欲しい。
- Q.6 申請の受付期間はいつまでか。また、補助金の交付はいつか。
- Q.7 複数の保険薬局を経営している場合、申請は薬局ごとか、法人単位での申請になるか。
- Q.8 インターネットバンキングの場合、口座が分かる書類は何を用意すればよいか。
- Q.9 送信後、記載漏れや表記誤りなど入力内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいのか。
- Q.10 申請にあたって相談したい場合はどうすればよいのか。
- Q.11 申請者と受取口座の名義が異なる場合はどうするのか。
- Q.12 実績報告書の提出は必要ないのか。[R8.3.2 5追加](#)

3. 賃上げ支援について・・・・・・・・・・・・・・・・P.4～5

- Q.13 薬局ではベースアップ評価料の届出は現在できないが、この事業の対象となるのか。
[R8.3.6 追加](#)
- Q.14 ベースアップ評価料の対象とされる予定のない40歳以上の勤務薬剤師には、この補助金を充当できないのか。
- Q.15 賃金改善の考え方や方法等を教えて欲しい。[R8.3.2 追加／3.6 追加／3.2 5追加](#)

4. その他・・・・・・・・・・・・・・・・P.5

- Q.16 審査状況、交付日の問い合わせに対応して欲しい。
- Q.17 この補助金は課税対象となるか。
- Q.18 同様の趣旨の支援金を他団体（国、市町村等）から受けている、または受ける予定があるが、当該補助金を受給できるか。
- Q.19 県から電話やメールがくることはあるか。

令和8年2月27日に公表された「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業 に関するQ&A（第1版）」（以下「国Q&A」という。）を補足するものです。

詳細については、厚生労働省が示す「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業」等、下記 URL から国作成の要綱や国Q&Aをご確認願います。

○厚生労働省 HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html

1. 補助金の交付対象について

Q.1 提出書類の1つとして、「厚生（支）局へ届出した令和7年4月30日時点の店舗数が確認できるもの」とありますが、それ以降に開設した施設は対象となるか。

令和7年5月1日以降に開設した薬局については、本事業の申請時点で運営している店舗数に応じた支援となります。交付申請の添付書類として、同一グループ内の保険薬局数が確認できる書類を提出してください。

Q.2 申請時点で廃止あるいは休止の薬局は、対象となるか。

廃止あるいは休止の保険薬局は対象となりません。

Q.3 申請時点で廃止あるいは休止している場合を対象外にしている理由は。

この補助金は、従業員の処遇改善及び必要な経費に係る物価上昇の影響を受けている県内の保険薬局に対して、負担の軽減を図り、地域において必要な医薬品提供機能を維持することを目的としているためです。

【R8.3.2 更新】

Q.4 店舗は宮城県内にあるものの、本社が宮城県内でない場合、申請できるか。

本社が宮城県外であっても、宮城県内を所在地とする保険薬局分については申請対象となります。なお、同一グループ内の保険薬局数とは、厚生（支）局への届出をした県内外を合算にしたものです。

○自社（個人含む）が以下のグループに属していない場合

自社が国内で開設する全保険薬局数 となります。

○自社（個人含む）が以下のグループに属している場合

自社を含む同一グループが国内で開設する全保険薬局数 となります。

<参考：国Q&A 36より引用>

同一グループの保険薬局とは、次のいずれかに該当する保険薬局とする。

- ① 保険薬局の事業者の最終親会社等
- ② 保険薬局の事業者の最終親会社等の子会社等
- ③ 保険薬局の事業者の最終親会社等の関連会社等
- ④ ①から③までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結してい

る者

(特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)(令和6年3月5日保医発 0305 第6号)より)

2. 補助金の申請について

Q.5 申請方法や必要な書類について教えて欲しい。

(1) 申請方法

「みやぎ電子申請サービス」(LoGo フォーム)のみです。

*電子メールや郵送、来庁による申請受付は行っておりません。

(<https://logoform.jp/form/GQGB/1458755>)



(2) 添付書類

①物価上昇支援交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

②賃上げ上昇支援交付申請書(様式第2号)

③交付申請書兼請求書(様式第3号)

・申請者情報・交付申請額・振込口座の記入、誓約事項の確認・遵守

④令和7年4月30日時点の同一グループ内の保険薬局数が確認できるもの

「保険薬局における施設基準届出状況報告書(令和7年8月1日現在)」の写し、または

「(薬局数がわかる記載部分を含めた)特掲診療料の施設基準等に係る届出書」の写し

⑤補助金の振込先がわかる書類(預金通帳等)の写し

*通帳表紙と見開き(カタカナの名義・口座番号が記載されている部分)

なお、入力内容の不備や不足、添付書類の間違いや不鮮明等で判明できない場合は、「審査保留」又は「却下」となりますので、申請にあたっては今一度のご確認をお願いします。

Q.6 申請の受付期間はいつまでか。また、補助金の交付はいつか。

(1) 第1回申請受付

令和8年2月20日(金)から令和8年3月4日(水)まで

対象：1～5店舗の薬局のみ

補助金の交付は審査が完了したものから、順次支払手続きを行う予定です。

なお、「審査保留」の場合はその要因が解決した後に審査することになりますので、支払手続きは遅れることになります。

(2) 第2回申請受付

令和8年3月6日(金)から令和8年3月27日(金)まで

対象：6～19店舗の薬局 / 20店舗～の薬局 / 1～5店舗の薬局(未申請)

補助金の交付は令和8年度予定です。

なお、上記（１）同様、「審査保留」の場合はその要因が解決した後に審査することになりますので、支払手続きは遅れることになります。

Q.7 複数の保険薬局を営んでいる場合、申請は薬局ごとか、法人単位での申請になるか。

施設ごとの申請となります。

同一開設者における複数の保険薬局を取りまとめた一括での申請は受け付けておりません。

Q.8 インターネットバンキングの場合、口座が分かる書類は何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーを PDF ファイルとして提出してください。申請フォームはファイルを２つ添付しないと進めない設定となっているため、提出ファイルが１種類の場合、同じファイルをもう一方にも添付し入力を進めてください。

Q.9 送信後、記載漏れや表記誤りなど入力内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

下記電子メールまたは電話でお問い合わせください。

なお、電子メールの場合は、開封確認設定で送信願います（数日たっても返信がない場合は、お手数をおかけしますが、電話にてお問合せください）。

<E-mail> beabukka-yaku@pref.miyagi.lg.jp

<電話番号> 022-211-2653

<対応時間> 午前9～12時、午後1～4時（土日祝を除く）

Q.10 申請にあたって相談したい場合はどうすればよいのか。

Q.9のとおりです。

なお、対面での相談をご希望される場合は、複数の希望日時、相談内容、人数、連絡者、電話番号をメールに記載又は電話で伝えてください。

後日、お伝えする指定の日時に下記場所にお越しください。なお、他業務の都合から、連絡を受けた希望日時に添えない場合がありますので、あらかじめご理解願います。

<場所> 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁7階

宮城県保健福祉部薬務課

Q.11 申請者と受取口座の名義が異なる場合はどうするのか。

申請者と受取口座の名義が異なる場合、補助金の支払いができないことから、同一名義としてください。

なお、委任状払いは受け付けておりません。

Q.12 実績報告書の提出は必要ないのか。

物価上昇支援の交付申請については、実績報告を兼ねていることから別途提出は不要です。

一方、賃上げ支援の交付申請を行った場合、令和8年8月1日(土)までに、実績報告として下記書類を提出する必要があります。

提出方法は交付申請と同様、「みやぎ電子申請サービス」(LoGo フォーム)とし、実績報告用フォーム(=実績報告を提出するための電子申請画面)については、後日県薬務課ホームページでお知らせします。

なお、電子メールや郵送、来庁による報告の受付は行いません。

<提出書類>

- ①補助金事業実績報告書(様式第6号)
- ②【2.0 超部分算定シート】(様式第6号別紙)
- ③令和8年6月1日時点の令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出書の写し

【R8.3.25 追加】

提出書類については、国 Q&A 等で示された考え方を踏まえ、令和8年5月又は6月に改めて県薬務課ホームページでご案内する予定です。

3. 賃上げ支援について

Q.13 薬局ではベースアップ評価料の届出を現在できないが、この事業の対象となるのか。

令和8年度の診療報酬改定により、40歳未満の勤務薬剤師や事務職員がベースアップ評価料の対象とされる予定です。診療報酬改定後、令和8年6月1日時点におけるベースアップ評価料の届出を行うことを誓約する場合、対象となります。

(※現在の議論では、40歳以上の勤務薬剤師はベースアップ評価料の対象とすることは検討されていません。)

【R8.3.6追加】

国実施要綱(医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱)の「3. 診療所等賃上げ支援事業」の(4)本事業の対象者(①対象医療機関等の管理者)について、管理薬剤師は対象外となりますのでご承知願います。

Q.14 ベースアップ評価料の対象とされる予定のない40歳以上の勤務薬剤師には、この補助金を充当できないのか。

充当は可能です。

ただし、Q.13 のとおり、令和8年6月1日時点におけるベースアップ評価料の届出を行う誓約を行い、対象(予定)職員とともに対象外の勤務薬剤師の賃上げ実施が必要となります。

【R8.3.2 追加】

Q.15 賃金改善の考え方や方法等を教えて欲しい。

国Q&A14~29を参照願います。

【R8.3.6追加】

- ①今般の支援にあたって、保険薬局の賃上げ水準の具体的な要件値はなく、令和7年3月31日以降の賃上げにおいて、必ずしも2%以上とする必要はありません。一方、当該賃上げを国Q&A15及び29のとおり水準を低下させておらず、令和8年6月以降は診療報酬改定によるベースアップを行うことが条件となります。
- ②後日提出する補助事業実績報告において、当該補助金の全部又は一部が充てられていない場合は、国実施要綱「3. 診療所等賃上げ支援事業」の(8)②(補助金の返還について)及び県交付要綱第9(補助金の取消等)及び第10(補助金の返還)となります。
- ③令和8年3月までの間の一時金又は特別手当の支給完了が、やむを得ない事情により、4月1日以降になることは差し支えありません。ただし、当該事業の趣旨を踏まえ、可能な限り早期の支払完了をお願いします。

【R8.3.25追加】

- ④同一都道府県内で同一法人が開設する薬局が複数あり、法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする場合は、同一法人内の一部の対象薬局のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないことを前提に、法人単位での賃金改善が可能です。ただし、都道府県をまたいで全国一律に賃金改善を行うことはできません。
- ⑤法人単位での賃金改善を行う場合でも、本県においては薬局ごと個別に申請・実績報告していただきます。

4. その他

Q.16 審査状況、交付日の問い合わせに対応して欲しい。

審査状況や支払日に関するお問い合わせには、お答えしておりません。

Q.17 この補助金は課税対象となるか。

法人税法・所得税法上の非課税取引に当たらないため課税対象となりますが、詳しくは税務署へお尋ねください。

Q.18 同様の趣旨の支援金を他団体(国、市町村等)から受けている、または受ける予定があるが、当該補助金を受給できるか。

県が別途実施している「宮城県保険薬局に対する原油価格・物価高騰対策支援事業費補助金」との併給は可能です。なお、当該補助金を受給した場合に他支援金を受けることができるか否かは、他支援金の要件等を確認またはその交付先にお尋ね願います。

Q.19 県から電話やメールがくることはあるか。

入力内容の不備や不足、添付書類の間違いや不鮮明等で判明できない「審査保留」の場合、申請フォームから補正依頼のメールをお送りいたしますので、ご対応ください。(初回入力後に届く入力完了メールと同じアドレスからお送りします。)

別途ご連絡が必要な場合、Q.9のメールアドレスまたは電話番号からご連絡いたします。